

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領第5条第4項に規定するワーキング
運営要領

令和6年6月18日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領（以下「設置要領」という。）
第5条第4項の規定に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に
おける協議を円滑かつ効率的に推進するために設置するワーキングの組織及び運営に関し、
必要な事項を定める。

(名称及び協議事項)

第2条 ワーキングの名称及び協議事項は次の表のとおりとする。

部会名称	ワーキング名称	協議事項
相談支援・人材育成部会	①ケアマネワーキング ②現任研ワーキング ③初任研ワーキング ④サビ管ワーキング ⑤主任研ワーキング ⑥強度行動障害ワーキング ⑦ピアサポートワーキング ⑧離島支援ワーキング	1. 相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討 2. 障害福祉サービスの質の向上及び人材育成に関すること 3. その他ワーキング長が必要とする事項
療育・教育部会	障害児移行支援ワーキング	1. 障害児者の療育及び教育の課題の検討等 2. その他ワーキング長が必要とする事項
医療的ケア児支援部会	医療的ケア児コーディネーターワーキング	1. 医療的ケア児の支援体制の整備、関連分野（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）の連携体制構築の推進等 2. その他ワーキング長が必要とする事項
就労支援部会	就労支援ワーキング	1. 就労支援の課題の検討 2. その他ワーキング長が必要とする事項
権利擁護部会	①虐待防止ワーキング ②合理的配慮ワーキング	1. 障害児の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第26号）第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む） 2. その他ワーキング長が必要とする事項
住まい・地域支援部会	地域移行・定着ワーキング	1. 住まい及び地域生活の課題の検討等 2. その他ワーキング長が必要とする事項

(役員)

第3条 ワーキングにワーキング長をおき、ワーキングを構成する者(以下「構成員」という。)の互選によってこれを定める。

2 ワーキング長は、ワーキングを代表し、会務を総理する。

(構成員)

第4条 構成員は、沖縄県自立支援協議会運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

2 構成員は原則15人以内とする。

(会議)

第5条 ワーキングの会議は、ワーキング長が招集し、その議長となる。

2 協議会及び障害福祉課長は、ワーキングに対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。

3 ワーキングは、市町村協議会、沖縄県障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。

(秘密の保持)

第6条 構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年以内とする。

2 構成員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 ワーキングの庶務は、生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。